

## 社会福祉法人とよおか福祉会役員の 費用弁償に関する規則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人とよおか福祉会の理事長、副理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員」という。）に対する費用弁償に関して必要な事項を定める。

### (費用弁償)

第2条 本法人の役員が、職務のため出勤したときや役員会、理事会、評議委員会、評議員選任・解任委員会、監査会及び運営会議等に出席し、または旅行をしたときは、その費用を弁償する。

ただし、役員が公務員等で弁償額を受け取らない、または辞退する旨の意思表示があった時は費用を弁償しないものとする。

### (費用弁償の額)

第3条 前2条に定める費用弁償の日額は理事長を除いて3,000円とする。

2 理事長の日額は5,000円とする。

3 費用弁償の各年度の支払総額の上限は次のとおりとする。

(1) 評議員

200,000円

(2) 理事・監事

1,000,000円

(3) 評議員選任・解任委員

30,000円

### (支給方法等)

第4条 費用弁償支給方法については、原則としてその都度支払うものとするが、1ヶ月単位もしくはそれ以上の期間をまとめて支払うことができるものとする。ただし、年度をまたぐことはできない。

2 費用を弁償するときは、源泉所得税を控除した差額を支給するものとする。

### (適用除外)

第5条 役員が職員を兼ねる場合は、この規程は適用しない。

### 附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は平成20年4月1日から施行する。

(第2条 費用弁償、第3条 費用弁償の額)

2 この規程の改正により他の規則及び規程中において「社会福祉法人とよおか福祉会役員の費用弁償に関する規程」とあるのは、すべて「社会福祉法人とよおか福祉会役員の費用弁償に関する規則」と読み替えるものとする。

### 附 則

(施行期日)

この規則は平成25年4月1日から施行する。

(第1条 趣旨、第2条 費用弁償、第3条 費用弁償の額、第4条 支給方法等)

附 則

この規則は平成29年4月1日から適用する。

(第1条 主旨、第2条 費用弁償、第4条 支給方法)

附 則

この規則は平成29年6月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(第1条 主旨、第3条 費用弁償の額)